

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、グループ経営理念と長期ビジョン、経営計画に基づき、持続的な成長と中長期的なグループ企業価値の最大化を図るため、複数名の社外取締役を選任する(本年度は3名の社外取締役を選任しました)、取締役会の諮問機関として、それらの社外取締役が過半数を占める任意の組織である指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置する、東京証券取引所が定める独立役員の要件に加えて、当社独自の独立性判断基準を設けるなど、コーポレートガバナンスの充実に積極的かつ継続的に取り組んでいます。

海運事業の事業環境やリスクの態様は目まぐるしく変化するため、当社の経営にあたっては事業環境を正しく把握し、常にリスクに向き合い、攻守のバランスをとりながら経営資源を有効に活用するという高度な舵取りが求められます。多様なステークホルダーの意見やその他各種社会的要請も認識しながら、経営の透明性・公正性を確保しつつ、適切なリスク管理の下、迅速・果断に意思決定を行うことにより、持続的な成長を継続し、企業価値を高めていくことがコーポレート・ガバナンスの要諦であると考えています。

当社のコーポレート・ガバナンス体制

当社は、取締役会から独立した監査役会による監査機能を確保しつつ、それに加え、業務執行を行う社内取締役(執行役員を兼務しています)相互の監督・牽制はもちろん、取締役会を業務執行を行う社内取締役と業務執行を行わず監督機能に特化した役割を果たす社外取締役とからなる構成とし、取締役会での実効的な監督体制を確保することにより、業務執行の適法性、妥当性・効率性を実現することが当社の機関設計として適切であると考えています。このような考え方の下、当社は会社法が定める監査役会設置会社としています。

取締役会は、その決議により、業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)構築の基本方針を定めています。社長を経営の最高責任者とする当社グループの役職員は、取締役会の監督と監査役会の監査のもと、取締役会が定めた経営方針と上記基本方針に従い、業務執行を行っています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4】<政策保有株式の保有の方針と議決権行使の基準>

政策保有に関する方針

当社は重要な取引関係にある企業、業務提携関係を含めて事業上緊密な協力関係にある企業の株式について、当該関係の維持・強化を図ること、また、中長期的に当社の成長・企業価値の向上を図ることを目的として、株式の保有を行うことがあります。

保有株式については、個別銘柄ごとに、保有目的の適切性や資本コストを踏まえた収益性等、保有の合理性について毎年取締役会に報告し、総合的に検証を行った上で、保有に合理性が認められない株式については順次保有を縮減します。

議決権行使の基準

議決権の行使に際しては、形式的な基準による賛否判断はせず、当該企業の経営方針等を十分に尊重した上で、中長期的な企業価値の向上に繋がるかどうか、及び当社事業への影響等を総合的に検討します。

【原則1-7】<関連当事者間取引の手続き>

取締役会規程に付議基準を定め、取締役の自己取引および利益相反取引の承認、執行役員の自己取引および利益相反取引の承認について、取締役会での決議を求めています。

また、主要株主等との取引を行う場合には、株主以外の第三者との取引同様、所定の決裁基準に基づき審議・決定します。

【原則2-6】<企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮>

当社は、企業年金運用がアセットオーナーとしての機能を発揮できるように、年金資産の管理運用に係るガイドラインの策定を経営会議の承認事項とする他、年金資産の運用状況を随時モニタリングすることを通じて、適切な年金運用に努めております。

又、上記の運用については、当社の財務部門を中心に知見を有する人材を配置するとともに、社内決裁を通じて他部門による牽制機能も強化しております。

【原則3-1】<情報開示の充実>

(i) <経営理念等、経営戦略、経営計画>

商船三井グループの企業理念

(a)顧客のニーズと時代の要請を先取りする総合輸送グループとして世界経済の発展に貢献します

(b)社会規範と企業倫理に則った、透明性の高い経営を行ない、知的創造と効率性を徹底的に追求し企業価値を高めることを目指します

(c)安全運航を徹底し、海洋・地球環境の保全に努めます

長期ビジョン

世界の海運をリードする強くしなやかな商船三井グループを目指す

経営戦略・経営計画

2017年度に、商船三井グループの10年後のありたい姿と中長期的な経営の方向性、それに基づく3か年及び長期的な事業戦略を定め、1年毎にレビューしていく経営計画「ローリングプラン2017」を策定。2018年度はこの方向性を維持し、更に取組み内容を発展・深化させた「ローリングプラン2018」を策定。2019年度は、10年後のありたい姿として「相対的競争力No.1事業の集合体」を目指すものとする「ローリングプラン2019」を策定し、3つの基本方針（海洋事業を中心に強み分野への経営資源の重点投入、顧客目線にたったストレスフリーなサービスの提供、環境戦略の推進とエミッションフリー事業のコア事業化）を柱として、諸施策を実行する。今後、計画の進捗や外部環境の変化を踏まえながら、定期的なモニタリングとレビューを実施していく。

「ローリングプラン2019」

1. 10年後目指す姿

相対的競争力No.1事業の集合体

2. 目指す姿を実現するための3本柱

- ・海洋事業を中心に強み分野への経営資源の重点投入
- ・顧客目線にたったストレスフリーなサービスの提供
- ・環境戦略の推進とエミッションフリー事業のコア事業化

3. 基本方針にもとづく投資・事業戦略

- ・全世界的に多様化する資源・エネルギーの輸送ニーズに応えるべく、主に海洋事業やLNG船事業（特に高付加価値分野）といった当社が持つ知見・技術を活かし成長が期待できる事業を経営資源の重点投入分野と定め、拡大・強化を図る。その他海運事業においても当社の強みを伸ばせる事業分野には投資効率を意識しながら経営資源の投入を行う。
- ・投資と財務規律のバランスを念頭に、投資案件の絞り込みを行うとともに事業・資産のキャッシュ化を進めフリーキャッシュフローの改善を図る。

4. 基本方針を支える重点強化項目

- ・ローリングプラン2018と同様、中期的な重点強化項目として、海技力強化、ICT活用、技術開発、環境・エミッションフリー事業、働き方改革推進の計5項目を複合的に連関させながら、自律航行実現に向けた要素技術の研究やLNG燃料船の検討、職場・組織の風土を変革していくワークプレイス改革などの具体的な施策を推進する。

5. 今年度の注力テーマ

- ・2018年末の客船事故の反省をもとに、お客様の信頼回復を図るべく、グループ全体の安全・品質管理体制を見直す。
- ・2020年1月に開始されるSOx排出規制への戦略的対応として、安全かつ経済的な燃料切り替えや技術トラブル防止に全社横断的に取り組む。

(ii) <コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方>

本報告書I. 1. 基本的な考え方をご参照ください。

(iii) <取締役の報酬決定の方針と手続き>

取締役の報酬に関する方針及び決定方法については、本報告書の「1. 「取締役報酬関係」内、「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」にて開示しています。

なお、当社は独立社外取締役を委員長とする報酬諮問委員会にて、「企業価値の向上」を重視した客観的立場から報酬決定の方針、手続きについて審議しており、取締役会は同諮問委員会の答申内容を尊重して必要な決議を行っています。

(iv) <取締役・監査役候補の指名方針と手続き>

取締役・監査役及び執行役員の選定に関する手続きの客観性および透明性を高め、説明責任を強化することを目的として、取締役会の任意の諮問機関として独立社外取締役を委員長とする「指名諮問委員会」を設置し、同委員会にて定めた選定基準に照らして、取締役・監査役及び執行役員の候補を選定し、取締役会に答申しております。

<取締役の選定基準>

- (a)豊富な経験と知見から当社の企業価値向上に貢献できる人材
- (b)広い視野と先見性を持ち、グローバルに経営の意思決定が行える人材
- (c)高い倫理観と健全な良識を備えた人材

取締役会は、指名諮問委員会の答申を尊重して、取締役候補者・監査役候補者及び執行役員を選定しています。

監査役に関しては、経験・資質・能力・専門性等を踏まえて候補者を選定し、監査役会の同意を得た上で、取締役会にて審議し、株主総会に付議しています。なお、候補者の選定にあたっては、財務・会計に関する十分な知見を有している者を1名以上選定することとしています。

会長・社長を含む執行役員の解任については、必要と認められる場合は指名諮問委員会において審議の上、取締役会に答申し、取締役会において解任するとのプロセスを定めております。

(v) <取締役・監査役候補の選定についての説明>

取締役および監査役の選定については、求められる役割を適切に遂行することが可能な知識・経験および能力、並びに個人の業績などを踏まえた総合的な評価により取締役会にて決定しています。

個々の社内取締役および社外取締役ならびに監査役の選定理由は「株主総会招集通知」に掲載致しました。また、社外取締役および社外監査役の選任理由は、本報告書「1. 「取締役関係」、「監査役関係」にも掲載しています。

【補充原則4 - 1 - 1】<経営陣に対する委任の範囲の概要>

取締役会は、当社の中核的な意思決定機関として、当社グループの経営に係る基本方針と最重要案件の審議・決議を行っています。取締役会は定例としては年10回程度適切な間隔を置き開催し、例えば、経営計画の策定や大型投資の決定、各事業年度の予算承認、四半期決算承認について決議を行っています。また、経営戦略や長期ビジョン、あるいは経営全般に関わるテーマについて社外取締役・社外監査役を交えて自由な意見交換を行う「戦略・ビジョン討議」を行っています。

また、取締役会規程にて付議基準を定め、取締役会にて決議する範囲を定めています。

業務執行については、当社は2000年より執行役員制度を導入しています。取締役会で選任され代表取締役から権限の委譲を受けた執行役員

は、取締役会で決定された経営の基本方針に従い業務執行を行うことで経営のスピードアップを図っています。業務執行レベルの最高意思決定機関としての経営会議(議長:社長)は、取締役会が決定した基本方針に基づき、経営の基本計画および業務の執行に関する重要案件を決議するための審議機関として機能しています。経営会議の下部機構として、6つの委員会を設置しており、それぞれの委員会のメンバーに加え、案件毎に関係する役員・部長が出席し、経営会議に付議される重要案件や部門を跨る案件などの検討・審議を行っています。

【原則4 - 8】<独立社外取締役の有効な活用>

本報告書 1.「取締役関係」をご参照ください。

当社は2000年から複数名の社外取締役を選任しています。現在、取締役会は社内取締役5名と独立社外取締役3名より構成しており、社外取締役は、取締役会への出席のほか、当社グループ運航船への訪船やグループ経営会議(年2回国内グループ会社の代表者を招集して開催、経営計画に関連するトピックス等を議題として双方向での議論を行う)への出席等を通じて当社グループの事業への理解を深め、社外取締役としての職務に反映させています。

【原則4 - 9】<独立社外取締役の独立性判断基準>

当社は、社外取締役及び社外監査役(以下、総称して「社外役員」という)の独立性に関する基準を以下のとおり定め、社外役員または社外役員候補者が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断します。

当社および当社の子会社(以下、総称して「当社グループ」という)の業務執行者*1または過去10年間(但し、過去10年内のいずれかの時において当社グループの非業務執行取締役、監査役または会計参与であったことのある者)にあっては、それらの役職への就任の前10年間)において当社グループの業務執行者であった者

*1 業務執行者とは、法人その他の団体の業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに準じる者および使用人をいう

当社の現在の主要株主*2またはその業務執行者、または過去3年間にそれらに該当していた者

*2 主要株主とは、当社の直近の事業年度末において、自己または他人の名義をもって議決権ベースで10%以上を保有する株主をいう

当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者またはその業務執行者、または過去3年間ににおいてそれらに該当していた者

当社グループから取締役(常勤・非常勤を問わない)を受け入れている会社またはその親会社もしくは子会社の業務執行者、または過去3年間ににおいて業務執行者であった者

当社グループの資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者またはその親会社もしくは重要な子会社の業務執行者

当社グループを主要な取引先とする者*3、またはその者が会社である場合には当該会社またはその親会社もしくは重要な子会社の業務執行者、または過去3年間ににおいてそれらに該当していた者

*3 当社グループを主要な取引先とする者とは、その者の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払い(ただし、主要な取引先とする者が個人の場合は、当社グループからの役員報酬の支払いを除く。)を、当社グループから受けた者

当社グループの主要な取引先である者*4、またはその者が会社である場合には当該会社またはその親会社もしくは重要な子会社の業務執行者、または過去3年間ににおいてそれらに該当していた者

*4 当社グループの主要な取引先とは、当社グループに対して、当社グループの直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを行っている者

当社グループの会計監査人またはその社員等、または過去3年間ににおいてそれらに該当していた者

当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産*5を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者)、または過去3年間ににおいてそれらに該当していた者

*5 多額の金銭その他の財産とは、直近事業年度における、役員報酬以外の年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益をいう(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の直近事業年度における総収入額の2%を超える金額その他の財産上の利益をいう)

当社グループから一定額を超える寄付または助成*6を受けている者(当該寄付または助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体の業務執行者)、または過去3年間ににおいてそれらに該当していた者

*6 一定額を超える寄付または助成とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円またはその者の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い方の額を超える寄付または助成をいう

上記 から に該当する者(重要な地位にある者*7に限る)の近親者等*8

*7 重要な地位にある者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員および部長職以上の上級管理職にある使用人ならびに監査法人または会計事務所に所属する者のうち公認会計士、法律事務所に所属する者のうち弁護士、財団法人・社団法人・学校法人その他の法人に所属する者のうち評議員、理事および監事等の役員、その他同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう

*8 近親者等とは、配偶者および二親等内の親族をいう

その他、一般株主との利益相反が生じるおそれがあり、独立した社外役員として職務を果たせないと合理的に判断される事情を有している者

【補充原則4 - 11 - 1】<取締役会の知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方>

取締役会の「規模」については、定款で20名以内としています。現在は社内取締役5名と当社と利害関係のない独立社外取締役3名より構成されています。当社グループの事業に関する深い知見を備える取締役や独立した客観的立場から監督を行う社外取締役等、専門知識・経験等のバックグラウンドが異なる多様な役員で構成しています。

なお、取締役候補の選定については、指名諮問委員会において、個々人の知識・経験・能力に加え、全体的なバランスや規模を総合的に検討し、取締役会はその答申を尊重して決定しています。

【補充原則4 - 11 - 2】<取締役・監査役の兼任状況>

取締役・監査役候補の決定にあたり、他の上場会社の役員との兼任状況など、各候補者がその役割・責務を適切に果たすことができる状況にあることを確認しています。取締役・監査役の他の上場会社の役員との兼任状況については、「株主総会招集ご通知」、「有価証券報告書」において、毎年開示を行なっています。

【補充原則4 - 11 - 3】<取締役会全体の実効性についての分析・評価結果の概要>

当社は、持続的に成長する企業であるためにコーポレート・ガバナンスの充実を図ることを経営上の重要課題としています。当社は取締役会の実効性を取締役会が監督機能を適切に発揮することと定義付けています。2018年度の実効性評価については、全取締役及び監査役からのアンケートによる意見聴取の上、2019年5月の取締役会においてその結果の報告、及びそれに基づく討議を行いました。その結果、当社取締役会の実効性は概ね確保されているとの結論に至りました。

具体的には、

(1)2018年度の実効性評価は、総数9名の取締役のうち、3名を社外取締役とし、適切な員数とバランスにより構成され、社外取締役による監督機能の確保を図りながら、実質的な審議が可能な体制であること。

(2)取締役相互の監視・牽制を含む取締役会の監督機能が適切に発揮されていること。なかでも、2018年度の重要な経営判断事項であった経営計画の見直しについては、二度にわたる「戦略・ビジョン討議」(3時間の取締役会のうち1時間を充て、経営戦略や長期ビジョン、或いは経営全般に関わるテーマを取り上げ、社外取締役・社外監査役を交えて自由な意見交換を行うもの)を経て、社外取締役・社外監査役の意見を積極的に取り入れながら、適切な審議が行われたこと。その他の経営課題についても取締役会における審議・報告が概ね適正に行われていること。

(3)取締役会の運営が概ね適切に行われており、審議事項に対するリスク分析を含めた多角的な分析が行われていること。2018年度には審議事項の骨子・論点の整理を促す形で資料の簡素化が行われ、審議内容の充実が図られたこと。

(4)取締役会の諮問機関である指名・報酬両諮問委員会(取締役選解任、及び取締役・執行役員報酬・処遇について審議・取締役会に諮問する機関として2015年度に当社が任意で設置。いずれも社外取締役を委員長とし、社外取締役3名・会長・社長(現在は社外取締役3名及び社長)と、社外取締役が過半数となる構成としている)については、適切に運営され、その答申内容は取締役会で尊重されていることが確認されました。

また、2018年度には「戦略・ビジョン討議」に加え、審議案件以外の進行中の各種重要案件を早期に共有・協議するための「取締役会メンバー懇談会」を取締役会後に適時開催しました。その意義については積極的に評価されており、引き続き有益な情報交換、意見交換の場として活用する必要性が認識されました。

一方、更なる取締役会の実効性向上のため、「戦略・ビジョン討議」を含めて取締役会において取り上げるべき議案・テーマ、議論すべきポイント、それに応じた時間配分と説明のあり方について建設的な意見があり、これらの点を課題として認識しました。

当社取締役会は、今回の実効性評価で認識した課題を踏まえ、取締役会の運営の改善やその他の対応を適宜図ることにより、更なる取締役会の実効性向上に努めます。

【補充原則4 - 14 - 2】<取締役・監査役に対するトレーニング方針>

取締役・監査役がその役割、責任を果たすために必要な知識等の習得にあたり、その機会を設定するとともに、それらにかかる費用については会社が負担することとしています。また、社外役員に対しては、取締役会での審議の充実を図るため、取締役会資料の事前配布・説明、関連情報の提供などを行うほか、就任時オリエンテーションを実施し、当社の業務内容を理解する機会を提供しております。

【原則5 - 1】<株主との建設的な対話に関する方針>

当社は、グループ企業理念に、「社会規範と企業倫理に則った、透明性の高い経営を行い、知的創造と効率性を徹底的に追及し企業価値を高めることを目指します」と謳っており、これに立脚し以下の基本方針によって情報開示とIR活動を行っています。

1. 企業・財務情報を適時、正確、公平かつ継続的に開示することによって、株主・投資家の皆様への説明責任を全うします。
2. これに加え、株主・投資家の皆様との能動的な対話を通じ、適切な市場評価を形成するとともに、市場の声を経営にフィードバックすることに努めます。

上記を具体化するため、社長をIRの最高責任者として以下の体制整備、日常的取り組みを行っています。

- (a) IR担当役員を指名、コーポレートコミュニケーション部にIRを担当する専門チームを設置。
- (b) 国内外機関投資家との直接面談に加え、決算説明会、統合報告書を含む和文・英文での各種IRツール作成・発行、ホームページ(和文・英文)でのIR情報掲載、個人株主向け説明会等を通じ、公平かつタイムリーな開示充実に努める。
- (c) 株主・投資家との対話機会を通じて得られた意見については、月次にて取締役への報告を行う。
- (d) 原則年2回実質株主調査を実施、株主構造の把握に努める。
- (e) IR活動に際しては、フェア・ディスクロージャーに十分配慮するほか、インサイダー取引防止に関する社内規則の遵守を徹底する。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

30%以上

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	8,938,600	7.47
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	8,010,474	6.70
ビ・エヌワイエムエスエ - エヌビイ ノン トリ - テイ - アカウント	3,528,390	2.95
三井住友海上火災保険株式会社	3,016,550	2.52
株式会社三井住友銀行	3,000,000	2.51
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	2,846,700	2.38
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	2,349,800	1.96

HSBC BANK PLC A / C CLIENTS 1	1,919,615	1.61
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS- UNITED KINGDOM	1,879,106	1.57
ジェービー モルガン チェース バンク 385151	1,764,677	1.48

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	海運業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	300社以上

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社は上場子会社として、ダイビル株式会社、株式会社宇徳(いずれも東京証券取引所第一部上場)両社の株式の過半数を保有しています。当社は、両社についてその独立性を尊重しつつ、緊密な連携を保ち、商船三井グループ全体の経営資源の最適化、持続的な成長・発展に努めています。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
藤井秀人	他の会社の出身者													
勝悦子	学者													
大西賢	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤井秀人		<p>住友商事株式会社 顧問</p> <p>当社の借入先のひとつである日本政策投資銀行の代表取締役副社長であったことがありますが、2015年6月の退任から4年が経過しており、十分な独立性を有していると判断しています。</p> <p><2018年度 取締役会出席状況> 10回 / 10回 (出席率100%)</p>	<p>当社と利害関係のない中立的な立場にあり、わが国の経済運営と政策金融政策に関わってこられた長年の経験と知見を活かし、独立、公正な立場から取締役会において積極的にご発言いただき、当社の業務執行の監督等の役割を適切に果たしていただいています。</p> <p>また、指名諮問委員会、報酬諮問委員会において、決定手続の透明性と客観性の向上に貢献いただいています。なお、証券取引所の独立役員に関する判断基準、及び当社の「社外役員の独立性基準」における独立性の要件を満たしています。</p>

勝悦子	<p>明治大学政治経済学部 教授 株式会社電通 社外取締役(監査等委員) 一般財団法人進学基準研究機構 理事 国際大学協会(IAU) 理事 国際交流基金 資金運用諮問委員会委員長</p> <p>< 2018年度 取締役会出席状況 > 10回 / 10回 (出席率100%)</p>	<p>当社と利害関係のない中立的な立場にあり、国際経済・金融の専門家として幅広い知識と見解、大学経営に参画された経験及びグローバル人材育成に対する取り組みの経験と知見をもとに、業務執行を行う経営陣から独立した立場から取締役会において積極にご発言いただき、当社の業務執行の監督等の役割を適切に果たしていただいています。また、指名諮問委員会、報酬諮問委員会において、決定手続の透明性と客観性の向上に貢献いただいています。なお、証券取引所の独立役員に関する判断基準、及び当社の「社外役員の独立性基準」における独立性の要件を満たしています。</p>
大西賢	<p>日本航空株式会社 特別理事 公益財団法人経済同友会 幹事 国際大学 理事 東洋大学 客員教授 三菱重工業株式会社 顧問</p> <p>< 2018年度 取締役会出席状況 > - 回 / - 回 (出席率 - %)</p>	<p>株式会社日本航空インターナショナル(現:日本航空株式会社)役員のほか、グループ子会社の社長として企業経営にあたられた後、日本航空株式会社の代表取締役社長、代表取締役会長を務められ、また取締役会議長、及び「コーポレートガバナンス委員会」の委員として、同社取締役会の監督機能の強化に大きく貢献されました。同氏は、当社と利害関係のない中立的な立場にあり、企業経営者としての豊富な経験と実績、並びに、取締役会議長としての豊富な取締役会運営経験は当社の企業価値向上、及び、コーポレートガバナンスの維持・強化に貢献していただけるものと判断し、選任しております。</p> <p>なお、証券取引所の独立役員に関する判断基準、及び当社の「社外役員の独立性基準」における独立性の要件を満たしています。</p>

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名諮問委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役

補足説明 更新

当社は、取締役および執行役員人事ならびに報酬の決定プロセスの透明性と客観性の向上を図るために、取締役会の諮問委員会として任意に上記の指名諮問委員会、報酬諮問委員会を2015年9月30日付で設置しています。各委員会の委員および委員長は取締役会決議により選任されています。

また、各委員会の委員に加え、社外監査役は、審議の過程を把握するため、各委員会に出席し、意見を述べるができることとしています。

指名諮問委員会については、2018年度に計4回開催しており、主な検討議題は「社長・CEOの後継者選出プロセスのあり方について」、「監査役を選任に対する指名諮問委員会の関わり方について」、「2019年度役員(含む社外役員)の選任について」等となります。

報酬諮問委員会についても、2018年度に計4回開催しており、主な検討議題は「2017年度取締役賞与について」、「2018年度取締役報酬について」、「執行役員の報酬体系について」等となります。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査は、当社と監査契約を締結している有限責任あずさ監査法人が監査を実施しています。監査役と会計監査人は、会計監査人の立案する監査計画の報告、監査役が策定する監査計画の説明、四半期レビュー結果の報告、期末監査の報告等の定期的な会合の開催に加え、期中の監査実施状況や監査上の重要問題について随時情報の交換を行い、状況の確認と相互理解に努め、有効な会計監査の実施を図っています。経営監査部は、監査役および監査役会と連携し、当社および当社の子会社の業務活動全般を対象とした監査を実施しています。監査役は、経営監査部と定例会議を開催し、経営監査部から監査計画およびその実施状況について説明を受けると共に、内部監査の結果について、案件ごとに開催される監査報告会に出席し、監査結果および改善措置等の説明を受けています。また、定期的に行われる当社グループ監査役連絡会には、グループ会社の監査役の他内部監査部門も出席し、相互の連携を深めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山下秀樹	弁護士													
井村順子	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山下秀樹		山下・遠山法律事務所 弁護士 株式会社アイセルネットワークス 社外監査役 < 2018年度 取締役会・監査役会出席状況 > 取締役会 10回 / 10回 (出席率100%) 監査役会 10回 / 10回 (出席率100%)	当社と利害関係のない中立的な立場にあり、弁護士としての長年の経験や専門的知識並びに高い法令遵守の精神を有し、独立した客観的かつ公正な立場から経営・業務執行に対する監査を行う監査役としての職務を適切に遂行いただいております。 また、証券取引所の独立役員に関する判断基準、及び当社の「社外役員の独立性基準」における独立性の要件を満たしています。
井村順子		井村公認会計士事務所 公認会計士 多摩大学大学院 客員教授 < 2018年度 取締役会・監査役会出席状況 > 取締役会 - 回 / - 回 (出席率 - %) 監査役会 - 回 / - 回 (出席率 - %)	当社と利害関係のない中立的な立場にあり、公認会計士としての長年の経験と会計に関する幅広い知識を有し、客観的かつ公正な立場から経営・業務執行に対する監査を行う監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任しております。 また、証券取引所の独立役員に関する判断基準、及び当社の「社外役員の独立性基準」における独立性の要件を満たしています。

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社の全ての社外役員を独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

2007年6月21日開催の定時株主総会での承認に基づき、当社取締役に対する報酬等として、1990年6月28日開催の定時株主総会で決議された取締役報酬額とは別枠で、会社法第361条の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を発行するものです。なお、当社は業績連動報酬を導入しており、その内容、業績連動報酬に係る指標、当該指標を選択した理由等については、「取締役報酬関係」報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明

当社の業績と株主利益向上に対する意欲や士気の高揚を目的とし、当社の取締役、執行役員および従業員（上級管理職）ならびに当社連結子会社社長に対し、新株予約権を付与するものです。従業員については上級管理職、その他については連結子会社社長を、それぞれ付与対象者としています。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2018年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の取締役および監査役の報酬等の総額は次の通りです。

【種類別総額】

区分	対象員数	月例報酬	賞与	ストックオプション	報酬総額
取締役(除く社外取締役)	7名	303百万円	42百万円	35百万円	381百万円
監査役(除く社外監査役)	2名	65百万円	-	-	65百万円
社外役員	5名	51百万円	4百万円	5百万円	61百万円

(注1)上記には、2018年度中に退任した社内取締役1名に係る報酬が含まれています。

(注2)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、その内容は、同業種他社及び他業種同規模他社を参考にしながら、人材を確保するにふさわしく、業績達成の動機付けとなる業績連動性を有し、中長期の企業価値と連動する報酬体系としております。取締役の報酬は、月例報酬、業績連動報酬の賞与、ストックオプション報酬で構成しております。月例報酬につきましては、各取締役の職責の重さを勘案のうえ報酬額を個別に決めております。賞与につきましては、全社業績の達成度等に応じた役位ごとの基準額に担当部門業績を個人別評価として加味し、毎年6月に支給しております。ストックオプション報酬につきましては、各取締役の役位に応じて毎年8月に付与しております。業績連動報酬に係る指標は、経営計画(ローリングプラン2018)における連結経常損益、親会社株主に帰属する当期純損益および配当性向としております。当該指標を選択した理由は、経営計画(ローリングプラン2018)における業績目標の達成度および配当性向と報酬の連動性を高めるためです。業績連動報酬の決定方法は、経営計画(ローリングプラン2018)における業績目標の達成度に配当性向と定性的な目標の達成度を加味する手法によります。なお、定性的な評価におきましては、経営計画(ローリングプラン2018)に掲げる、投資・事業戦略、長期目標の深度化と価格競争力の強化、長期目標を支える重点強化項目のテーマ絞り込み、の各戦略項目における具体的な施策の達成度を考慮しております。当連結会計年度におきましては、経営計画(ローリングプラン2018)における業績目標、配当性向および各施策の深度化を概ね達成したため、月例報酬の1.6ヵ月相当を賞与として支給いたしました。

業績連動報酬の額を含む取締役の報酬は、社外取締役が委員の過半数を占め、かつ、社外取締役が委員長を務める「報酬諮問委員会」の審議を経て、取締役会が決議いたします。

監査役の報酬につきましては、株主総会で定められた上限の範囲内で、常勤・非常勤の別、監査業務の分担の状況、取締役の報酬等の内容及び水準を考慮し、監査役の協議をもって各監査役が受ける報酬の額を定めております。監査役には、賞与・ストックオプションは付与しておりません。

当社の役員報酬等に関する株主総会の決議年月日は、取締役の月額につきましては1990年6月28日、監査役の月額につきましては2005年6月23日、取締役の賞与につきましては2007年6月21日であり、決議の内容は、各々、総額にて月額4,600万円以内、月額900万円以内、年額3億円以内(うち社外取締役については年額2千万円以内)です。

当社の役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針につきましては、代表取締役社長執行役員提案を「報酬諮問委員会」が審議し、取締役会が決議します。また、監査役につきましては、監査役会の協議に従います。

なお、当事業年度における当社の役員の報酬等の額の決定過程における取締役会及び報酬諮問委員会は、月例報酬及び賞与に関して各々4回（取締役会への報告1回を含む）審議を行いました。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役および社外監査役に対し、経営企画部が取締役会付議案件を面談ないし書面にて事前に説明すると共に、重要な業務執行について都度報告を行うなど、社外取締役の監督機能が有効になるようサポート体制を整えています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
芦田昭充	名誉顧問	業界団体等社外活動に従事（経営非関与）	勤務形態：非常勤 報酬：有	2014/6/24	上限年齢内規あり
武藤光一	特別顧問	業界団体等社外活動に従事（経営非関与）	勤務形態：非常勤 報酬：有	2019/6/25	上限年齢内規あり

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新 2名

その他の事項

・会長・社長経験者は取締役会の決議を以て特別顧問に就任するものとしています。特別顧問は、非常勤にて対外活動に従事しており、当社の経営には関与いたしません。

・特別顧問退任後は、内規により名誉顧問に就任し、継続して非常勤にて対外活動に従事するものとしており、その職務に見合った報酬を支給しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は、取締役会から独立した監査役会による監査機能を確保しつつ、それに加え、業務執行を行う社内取締役（執行役員を兼務しています）相互の監督・牽制はもちろん、取締役会を業務執行を行う社内取締役と業務執行を行わず監督機能に特化した役割を果たす社外取締役とからなる構成とし、取締役会での実効的な監督体制を確保することにより、業務執行の適法性、妥当性・効率性を実現することが当社の機関設計として適切であると考えています。このような考え方の下、当社は会社法が定める監査役会設置会社としています。

取締役会は、その決議により、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）構築の基本方針を定めています。社長を経営の最高責任者とする当社グループの役職員は、取締役会の監督と監査役会の監査に服しつつ、取締役会が定めた経営方針と上記基本方針に従い、業務執行を行っています。

また、コーポレートガバナンスの真価は、上記のように構築された枠組み・組織の存在そのものによってもたらされるものではなく、係る枠組みが実際に以下のような形で適正かつ効率的に機能しているかによって問われるものと当社は考えます。

取締役会

取締役会は、当社の中核的な意思決定機関として、当社グループの経営に係る基本方針と最重要案件の審議・決裁を行っています。取締役会は、社内取締役5名と当社と利害関係のない社外取締役3名より構成されています。社外取締役は、当社と利害関係のない独立した立場で各々の経験と知見から経営判断の妥当性並びに業務執行の状況についてチェックを行うと同時に、経営全般にわたって有益な意見を表することで、取締役会の活性化に大きな役割を果たしています。社外取締役に対しては、取締役会議案を事前に説明するとともに、重要な業務執行について都度報告を行うなどサポート体制を整えています。また、経営戦略や長期ビジョン、あるいは経営全般に関わるテーマについて社外取締役、社外監査役を交えて自由な意見交換を行う「戦略・ビジョン討議」を行っています。なお、取締役会は定例としては年10回程度適切な間隔を置き開催し、経営計画の策定や大型投資の決定、各事業年度の予算承認、四半期決算承認等について決議を行っています。

「戦略・ビジョン討議」

3時間の取締役会のうち1時間を「戦略・ビジョン討議」に充て、経営戦略や長期ビジョン、あるいは経営全般に関わるテーマを取り上げ、社外取締役・社外監査役を交えて自由な意見交換を行っています。

また、上記「戦略・ビジョン討議」に加え、取締役会議案以外の進行中の各種重要案件を早期に共有・協議するための「取締役会メンバー懇談会」を取締役会後に適時開催しています。

指名諮問委員会・報酬諮問委員会

取締役会の下に任意の組織として指名諮問委員会と報酬諮問委員会を設置しています。社外取締役による業務執行取締役への監督をより実効性あるものとするべく、いずれも社外取締役を委員長として、社外取締役全員（3名）と社長で構成される、社外取締役が過半数の委員会としています。

指名諮問委員会では取締役・執行役員の選解任に関する審議及び答申に加え、当社の経営戦略を踏まえ、将来のCEOにふさわしい人物を選出すべく、候補となる役員の資質と実績の両面から、経営者としての適性を審議し、適時適切に後継者候補について検討を行っています。報酬諮問委員会では取締役・執行役員の報酬制度のレビューを適宜行い、長期的な企業価値の向上に対するインセンティブを含む役員報酬のあり方について、「ステークホルダーの視点」を重視した客観的な立場から検討を行っています。

なお、各委員会の委員に加え、社外監査役は、審議の過程を把握するため、各委員会に出席し、意見を述べるができることとしています。取締

役会は両諮問委員会の答申内容を尊重し、必要な決議を行うこととしています。

実効性評価

取締役会は、コーポレートガバナンス・コードに基づき、自己アンケート、及びアンケート結果に基づく取締役会での討議により、その実効性についての評価・分析を毎年実施し、その結果を以後の取締役会運営の改善につなげています。2018年度の実効性評価では、取締役会での審議事項に係る資料や説明及び報告事項の質の向上や、リスク分析結果の活用のあり方などについて意見があり、これらの点を課題として認識し、取締役会運営の改善を行いました。

当社は、実効性評価をより有益なものとするため、評価項目につき毎年度見直しを行い、当該年度の実態に即した項目の追加等、その充実を図っています。

業務執行体制

業務執行については、当社は2000年より執行役員制度を導入しています。取締役会で選任され代表取締役から権限の委譲を受けた執行役員は、取締役会で決定された経営の最高方針に従い業務執行を行うことで経営のスピードアップを図っています。業務執行レベルの最高意思決定機関としての経営会議（議長：社長）は、取締役会が決定した基本方針に基づき、経営の基本計画及び業務の執行に関する重要案件を決裁するための審議機関として機能しています。経営会議の下部機構として、6つの委員会を設置しており、それぞれの委員会のメンバーに加え、案件毎に関係する役員・部長が出席し、経営会議に付議される重要案件や部門を跨る案件などの検討・審議を行っています。

監査体制

1. 監査役監査

(1) 監査役監査の状況

当社は監査役制度を採用しており、監査役会は常勤監査役2名と当社と利害関係のない社外監査役2名により構成されています。又、監査役監査の実効性を高め、かつ、監査職務を円滑に執行するための体制として、監査役の職務を補助する専属スタッフ(1名)を配置しております。監査役会は、監査方針及び監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めています。社外監査役を含む各監査役は監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針及び監査計画等に従い、取締役、執行役員及び経営監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員、及び経営監査部その他使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事務所において業務及び財産の状況を調査しております。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保する為に必要なものとして内部統制システムの状況を監視及び検証しております。子会社については、子会社の取締役及び監査役などと意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査しております。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めています。

(2) 監査役監査の監査方針

株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務の執行を監査することにより、当社の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立する責務を負っていると認識し、職務を遂行する。

独立の立場の保持に努めるとともに、常に公正不偏の態度を保持し、自らの信念に基づき行動する。

経営全般の見地から経営課題についての認識を深め、経営状況の推移と環境の変化の把握に努める。

平素より当社及びグループ会社の役職員と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努める。

良質な企業統治の確立及び運用のために監査環境の整備が重要且つ必須であることを、役職員が十分に理解・認識するよう働きかける。

社外取締役、会計監査人及び経営監査部と連携を保ち、意見・情報の交換を行い、監査の実効性・効率性を高めるとともに、企業統治向上に資するよう努める。

2. 内部監査

監査役及び会計監査人に加え、経営会議の直轄組織として各部から独立した経営監査部を設置しており、監査役及び会計監査人がそれぞれ行う法定監査と連携してグループ会社を含めた業務執行の監査を行っています。

なお、内部監査における2019年度の重点方針として、法令遵守の徹底、ガバナンス、内部統制の強化、品質の保証及び品質管理の徹底、当社及びグループ会社のIT戦略、安全性、支援体制の強化、安全運航の徹底を掲げ、各種監査を実施しております。

3. 会計監査

当社の会計監査業務を執行した有限責任あずさ監査法人の公認会計士は、指定有限責任社員業務執行役員の薊 和彦氏、同 川上尚志氏および同 戸谷且典氏です。

また、当社の会計監査に係る補助者は、公認会計士8名、会計士試験合格者等3名、その他8名です。

当社は、社外取締役および社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、社外取締役(3名)および社外監査役(2名)の各氏との間で、取締役または監査役としての任務を怠り当社に損害を加えた場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を賠償額の上限とする責任限定契約を締結しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

本報告書I. 1. 基本的な考え方をご参照ください。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2006年6月開催の定時株主総会より、法定の発送期限日より、7日以上早い発送を実施しています。
集中日を回避した株主総会の設定	2000年6月開催の定時株主総会より、いわゆる集中日を回避して開催しています。
電磁的方法による議決権の行使	2006年6月開催の定時株主総会より、インターネットによる議決権の行使を開始すると共に、「機関投資家向け議決権行使プラットフォーム」(いわゆる東証プラットフォームに参加しています)。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権行使プラットフォームには2006年から参加しております。また、機関投資家に対しては適宜、議案の説明を行うなど、議決権行使環境向上に向けた取り組みを行っています。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(含む、株主総会参考書類、事業報告)について英訳版を作成し、英文ホームページで公開しています。
その他	自社ホームページへの招集通知の掲載

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページに「基本方針」など、ディスクロージャーポリシーの内容の詳細について掲載しています。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	2018年度は、高松・名古屋において個人投資家セミナーに参加(各1回)	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期決算説明会(年4回)	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	欧米アジアの機関投資家訪問(年3～4回)	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、事業部門別情報、海運一般情報、CSR情報、定期開示資料、データ集、個人投資家向けページ、FAQ、など。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR関係者: 社長 - IR担当役員 - コーポレートコミュニケーション部(IRチーム)	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<p>「世界経済の発展への貢献」「企業価値の極大化」「安全運航及び海洋・地球環境の保全」を3つの柱とする「商船三井グループ企業理念」を定め、それを実践していくための役職員一人ひとりの心構えや共有すべき価値観としてMOL CHARTを定めています。</p> <p>MOL CHART(共有すべき価値観)</p> <p>Challenge 大局観をもって、未来を創造します</p> <p>Honesty 正道を歩みます</p> <p>Accountability 「自律自責」で物事に取り組みます</p> <p>Reliability お客様の信頼に応えます</p> <p>Teamwork 強い組織を作ります</p> <p>また、「当社事業の公共的使命及び社会的責任を常に認識し、当社のステークホルダーからの信頼を損なわない」ことや「企業としての社会的責任を積極的に果たすこと」を社内規程に定めています。</p>

<p>環境保全活動、CSR活動等の実施</p>	<p>当社は、社会に対するマイナスの影響を最小化しながら、当社の社会的価値を最大化するために、事業を通じて優先的に取り組むべき社会課題を「サステナビリティ課題(マテリアリティ)」と定義し、「輸送を通じた付加価値の提供」、「海洋・地球環境の保全」、「海の技術を進化させるイノベーション」、「地域社会の発展と人材育成」及び「事業を支えるガバナンス・コンプライアンス」をサステナビリティ課題に位置づけ、SDGs (Sustainable Development Goals)に対する積極的な取り組みを行っています。具体的な活動内容は当社ホームページ及び統合報告書等にて紹介しています。</p>
<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>「様々なステークホルダーの理解及び支持を得られるよう積極的に企業情報を開示し、透明性の高い経営を行う」ことを社内規程で定めています。また、株主・投資家の皆様に対しては、独立したコーポレートコミュニケーション部を設け、積極的な情報開示を行っています。</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則にもとづき、以下のとおり、業務の適正を確保するための体制の整備方針を決議し、適宜これを改定し運用しております。(最終改定 2018年4月27日)。なお、本方針は、今後も継続的な改善を図るものとしております。

1. 取締役、執行役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 <コンプライアンス>

- (1) 当社グループは法令及び定款に従うのみならず、「社会規範と企業倫理に則った透明性の高い経営を行うこと」を企業理念のひとつに掲げている。当社はコンプライアンス実現のため、その基礎としてコンプライアンス規程を定め、取締役会が任命するチーフコンプライアンスオフィサー(CCO)を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、定期的なモニタリングを通じコンプライアンス体制の整備及び維持を図る。
- (2) 役職員の行動規範としてコンプライアンス規程第5条に行動基準を定め、これらの遵守を図る。とりわけ、各国競争法の遵守、反社会的勢力に対する毅然とした対応、インサイダー取引の禁止、贈収賄の禁止、顧客及び会社等の秘密情報の保持、差別・ハラスメントの禁止等を徹底する。
- (3) 全ての役職員を対象に、独占禁止法、金融商品取引法、不正競争防止法等の各種法令・規則、及び社内規程に関する階層別研修、分野別研修、e-ラーニングなどを実施し、コンプライアンス違反の予防並びに改善措置を講じると共に、コンプライアンス意識の徹底・向上を図る。
- (4) コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス違反に関する報告・相談のための社内窓口及び社外弁護士によるコンプライアンス相談窓口を設置するなど報告・相談システムを整備し、運用を行う。当社は当社グループの役職員によるコンプライアンス違反行為に関する報告・相談については秘密を厳守すると共に、当該報告・相談をしたことを理由に不利益な処遇がなされないことを保証する。

<コーポレートガバナンス>

- (5) 社内取締役と社外取締役により構成される取締役会は取締役会規程により、その適切な運営を確保し、取締役の職務の執行を監督する。また、取締役は取締役会を通じて会社経営全般の最高方針決定に関わり、取締役会の一員として、執行役員の業務執行を監督・督励する。
- (6) 取締役会は経営会議を設置し、同会議は取締役会が決定した最高方針に基づき、社長執行役員が経営の基本計画及び業務の執行に関する重要案件を決裁するための審議を行う。
- (7) 取締役会は、監査役が監査役会規程及び監査役監査基準により定める監査の方針に従い取締役及び執行役員の職務の執行を監査し、その他法令で定める任務を遂行できる環境を確保するよう努める。
- (8) 内部監査部門として経営会議からのみ指示を受け、他のいかなる職制からも独立した経営監査部を置く。

2. 取締役及び執行役員の人事並びに報酬決定プロセスの客観性と透明性を確保するための体制

- (1) 取締役及び執行役員の指名並びに報酬等に係る手続きの客観性と透明性を高め、説明責任を強化することを目的として、取締役会の下に指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置する。
- (2) 指名諮問委員会及び報酬諮問委員会は会長、社長、及び独立社外取締役全員で構成され、委員長は取締役会の決議によって独立社外取締役の中から選定される。
- (3) 指名諮問委員会は取締役会の諮問に応じて、取締役及び執行役員の選任及び解任等に関する事項について審議を行い、取締役会に対して答申を行う。
- (4) 報酬諮問委員会は取締役会の諮問に応じて、取締役及び執行役員の報酬及び待遇等に関する事項について審議を行い、取締役会に対して答申を行う。
- (5) 取締役会は指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の答申を尊重する。

3. 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報については文書または電子情報により、文書管理規程及び電子情報セキュリティ規程に基づき、定められた期間、適切に保存・管理する。
- (2) 取締役及び監査役は、随時これらの文書を閲覧できるものとする。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、損失の危険に係る主たるリスクについて、以下の管理体制を整え、経営会議はその他のリスクを含めた全リスクの管理を統括する機関として機能する。

(1) 海運市況リスク

当社の主たる事業である海上輸送の分野においては、世界の荷動き量及び船腹供給量の動向が船腹需給に影響を及ぼし、運賃及び傭船料の市況が変動する為、船舶などの投資に係る重要案件は、経営会議の予備審議機関として投融資委員会を設置し、同委員会においてリスクの把握分析及び評価を経た上で、意思決定機関に付議する。

(2) 船舶の安全運航

経営会議の下部機関として社長執行役員を委員長とする安全運航対策委員会を設置し、同委員会は安全運航対策委員会規程に基づき安全運航に関する事項の検討及び審議を行い、運航船の安全運航の確保・徹底を図る。また、万一、不慮の事故が発生した場合は重大海難対策本部規程に基づき、損害拡大の防止と環境保全を図る。

(3) 市場リスク

船舶燃料油価格の変動、為替レートの変動及び金利の変動などの市場リスクについては、市場リスク管理規程に基づき適切に管理することにより、リスクの低減を図る。

5. 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は年間10回程度、適切な間隔を置いて開催するほか、必要に応じて随時開催する。取締役会に付議すべき重要な事項は、取締役会規程に定め、原則として経営会議においてあらかじめ審議する。
- (2) 経営会議は社長執行役員が指名し取締役会が承認するメンバーにより構成され、経営会議規程により原則として週1回開催するほか、必要に応じて随時開催する。また、経営会議は必要に応じ、下部機関として委員会を設け、必要事項につき諮問する。
- (3) 執行役員は取締役会で選任され、執行役員規程により代表取締役から権限の委譲を受け、組織規程が定める組織の業務分掌及び職位の職務権限に基づき、取締役会の決定した会社経営全般の最高方針に従い、業務執行を行う。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、経理規程を定めると共に、財務報告に関わる内部統制の体制整備と有効性向上を図る。

(2) 経営監査部は、財務報告に関わる内部統制の有効性を評価する。評価を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講ずる。

7. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社全てに適用するグループ企業理念を掲げ、これを基礎として、グループ各社で諸規程を定める。

(2) グループ会社の経営管理については、グループ全体の経営計画及び年度予算に基づき、各社における業務の執行状況を管理する。また、各社の事業内容によって管理担当部を定め、担当部長は、グループ会社経営管理規程に基づき、グループ会社の取締役等から適時必要な報告を受け、経営状態及び事業リスクを適切に把握すると共に、重要経営事項については、当社の承認を得てこれを実行するよう求め、グループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われるよう必要な経営資源を適時適切に配分する。但し、組織規程に基づき準社内組織と位置付けられたグループ会社については、担当部長に代わり担当役員がこれを行う。

(3) グループ会社におけるコンプライアンスを確保するため、当社の行動基準を含むコンプライアンス規程に則してグループ各社で諸規程を定める。当社のコンプライアンス相談窓口はグループ会社役員からの相談も受け付け、グループ全体としてコンプライアンスの徹底を図る。当社はグループ会社に対し、当社グループの役員によるコンプライアンス違反行為に関する報告・相談についての秘密を厳守すると共に、当該報告・相談をしたことを理由に不利益な処遇がなされないことを保証することを求める。

(4) グループ会社の監査については、各社が適切に内部監査体制を構築すると共に、当社の経営監査部は、内部監査規程に基づき定期及び随時に国内外のグループ会社の内部監査を行う。

8. 監査役職務を補助する専任スタッフとその独立性に関する事項

(1) 監査役職務を補助するため、当社の従業員から監査役補助者を任命する。

(2) 監査役補助者の人事評価は監査役が行い、監査役補助者の人事異動は監査役会の同意を得て決定する。

(3) 監査役補助者は原則として業務の執行に係る役職を兼務しない。

9. 取締役、執行役員及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役、執行役員及び従業員が監査役に報告すべき事項についての規程を定め、当該規程に基づき、取締役、執行役員及び従業員は当社の業務または業績に影響を与える重要な項目について監査役に報告する。グループ会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員は、当社及び当社グループの業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に報告できるものとする。

(2) コンプライアンス規程に基づく報告・相談システムの適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。当社グループの役員によるコンプライアンス違反行為に関する監査役への報告・相談については秘密を厳守すると共に、当該報告・相談をしたことを理由に不利益な処遇がなされないことを保証する。

(3) 代表取締役は監査役と定期的に会合を持つよう努める。

(4) 経営監査部は監査役と連絡・調整を行い、監査役の監査の実効的な実施に協力する。

(5) 監査役がその職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をした時は、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用または債務を処理する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「社会規範と企業倫理に則った、透明性の高い経営を行う」との企業理念に則り、「反社会的勢力にくみせず、反社会的行為に加担しない」ことを基本方針としてコンプライアンスの徹底を図っています。

このため、コンプライアンス規程で「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で対応し、反社会的行為に加担しない」ことを定め、また反社会的勢力による不当要求が発生した場合に対応すべき責任者を設けて、平素から、警察、特殊暴力防止対策連合会、弁護士等の外部専門機関と連携し、反社会的勢力に関する情報の収集・管理を行っています。更に当社グループ内の情報交換を密に行い、グループ全体として、反社会勢力排除に向けた取組みを継続しています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

以下の対応を継続することで当社株価が正しく市場で評価され、企業価値を高めるようにすることが第一と考えます。

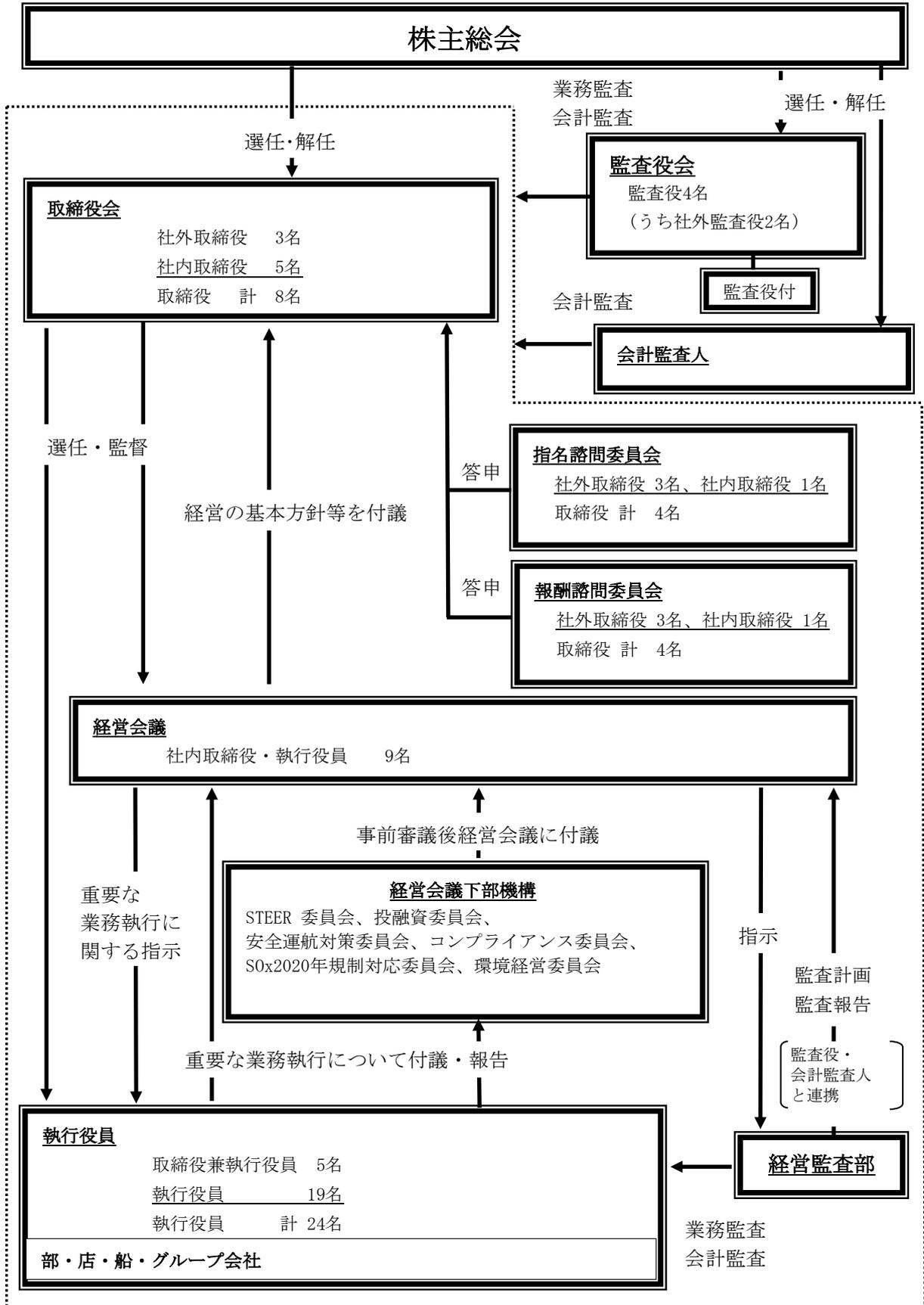
- (a) 安定した納得性の高い配当金の継続による株主重視の経営
- (b) 知的創造と効率性の徹底追求(当社企業理念より)
経営資源の最適配備、高い資金効率など
- (c) コーポレート・ガバナンスの充実や透明性の高い経営などによる株主からの信任
- (d) 当社事業戦略を理解・支援頂く株主・投資家獲得のためのIR活動の充実

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1) 2008年度から適用された金融商品取引法に基づく財務報告の適正性確保のための内部統制の評価・報告への対応として、コーポレート・ガバナンスおよびコンプライアンスをサポートする機能を有している経営監査部を中心に内部統制の評価を行いました。結果、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断し、その旨の経営者評価を記載した内部統制報告書を関東財務局に2019年6月25日に提出しました。なお、その内部統制報告書の内容は、外部監査法人よりも適正に表示しているものと内部統制報告書において認められています。当社では法令の求めに応じるだけに留まらず、業務の可視化、標準化、効率化を継続して進め、経営環境の変化にも柔軟に対応すべく、ステークホルダーの皆様の要請を一層満たす内部統制システムの運用を進めていきます。

(2) 2014年3月18日、公正取引委員会によって発表されたとおり、自動車輸送に関連する独占禁止法違反行為が存在したことに鑑み、再発防止とコンプライアンスの徹底・再強化に取り組んでいます。

当社のコーポレート・ガバナンス体制 (2019年6月25日現在)



適時開示体制の概要

1. 適時開示に関する基本の方針

当社は、「企業理念」として、「社会規範と企業倫理に則った、透明性の高い経営」を行うことを目標としています。さらに、「コンプライアンス規程」に於いて、当社及び第三者の秘密情報の守秘義務を守り、インサイダー取引を防止することを規定すると共に、「法令及び規則等を遵守し、社会規範、企業倫理に照らして公正かつ透明性の高い企業活動を行う」ことを基本方針として適時開示を実施しています。

具体的には、東京証券取引所の「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」(以下、「適時開示規則」という)に基づき、会社情報の適時開示を行っています。また、適時開示規則の基準に照らして開示する義務がない情報についても、株主・投資家の皆様への情報開示が有益と判断するものについては、積極的な開示を行っております。

2. 適時開示情報を把握・管理し、適時・適切に開示するための社内体制

(1) 決定事実に関する情報

当社では、適時開示規則に定められている基準に照らして開示すべき決定事実は、コーポレートコミュニケーション部が関係各部署と協議の上、原則として、取締役会または経営会議の決議後、もしくは執行役員決裁後、速やかに開示することとしております。

(2) 発生事実に関する情報

発生事実については、発生後、当該事実の発生を認識した担当部署が、取締役会または経営会議に報告を行い、コーポレートコミュニケーション部を通して適時開示規則に従い速やかに開示しております。

尚、緊急の必要がある場合は、担当部署よりコーポレートコミュニケーション部へ報告すると共に、コーポレートコミュニケーション部は関係各部署と協議の上、速やかに適時開示を行うこととしております。

(3) 決算に関する情報

決算に関する情報については、経理部が決算数値を作成し、会計監査人による監査を受けた後、取締役会または経営会議の承認を経て、コーポレートコミュニケーション部を通して速やかに開示しております。

(4) 子会社に係る情報

当社の子会社に係る情報は、当該子会社の担当部署を通じてコーポレートコミュニケーション部に情報が集約され、コーポレートコミュニケーション部が関係各部署と協議の上、速やかに適時開示を行う体制となっております。

尚、当社に於ける会社情報の適時開示に至るまでのプロセスを図に表すと、別紙の通りとなります。

3. 適時開示のチェック・モニタリング

当社及び当社子会社に関し、適時開示の対象となる可能性のある会社情報をコーポレートコミュニケーション部に集約することにより、適時開示規則に基づき、開示の要否及び開示内容が正確かつ充分であることをコーポレートコミュニケーション部長（情報取扱責任者）が確認し、重要なものはコーポレートコミュニケーション部担当役員の承認を得た上で開示致します。

また、監査役は、「監査役監査基準」において定める「企業情報開示体制の監査」等の規定に則り、会社情報を適正かつ適時に開示するための体制が構築され適切に運用されていることを監視・検証しております。

4. インサイダー取引防止のための取組み

当社では、適時開示規則により定められた会社情報を適時・適切に開示することに努めると同時に、会社情報の適切な管理およびインサイダー取引の防止についても、最大限の注意を払っております。

そのため、1989年4月に「インサイダー取引防止に関する社内規則」(2008年1月改定)を制定し、情報管理責任者(管理部門担当の副社長)の下、各部店に情報管理者1名をおき、当該部店長がこれにあたることを定めています。役職員が自社または他社の重要な内部情報を入手した場合、情報管理責任者または情報管理者に速やかにその情報を報告することとしており、その場合、報告を受けた情報管理責任者または情報管理者は、当該情報の漏えい防止のために必要な措置をとることを規定しております。

また、自社株式の売買を行う場合には、その約定予定期間開始日の3営業日前までに、役員は情報管理責任者に、従業員は情報管理者に、「事前届出」を提出し、当該売買がインサイダー取引に該当しないことを確認しております(該当する場合は、重要事実の公表まで売買を差し止めています)。

さらに、役員については、自社株式の売買期間を、決算発表(四半期を含む)後などの一定期間に限定することにより、インサイダー取引となるリスクを最小限に抑えています。

尚、上述の「インサイダー取引防止に関する社内規則」及び「事前届出」のblankフォームは、社内イントラネット上の掲示板、及び、当社グループ専用ウェブサイトに掲載し、役職員がいつでも閲覧可能な状態としています。

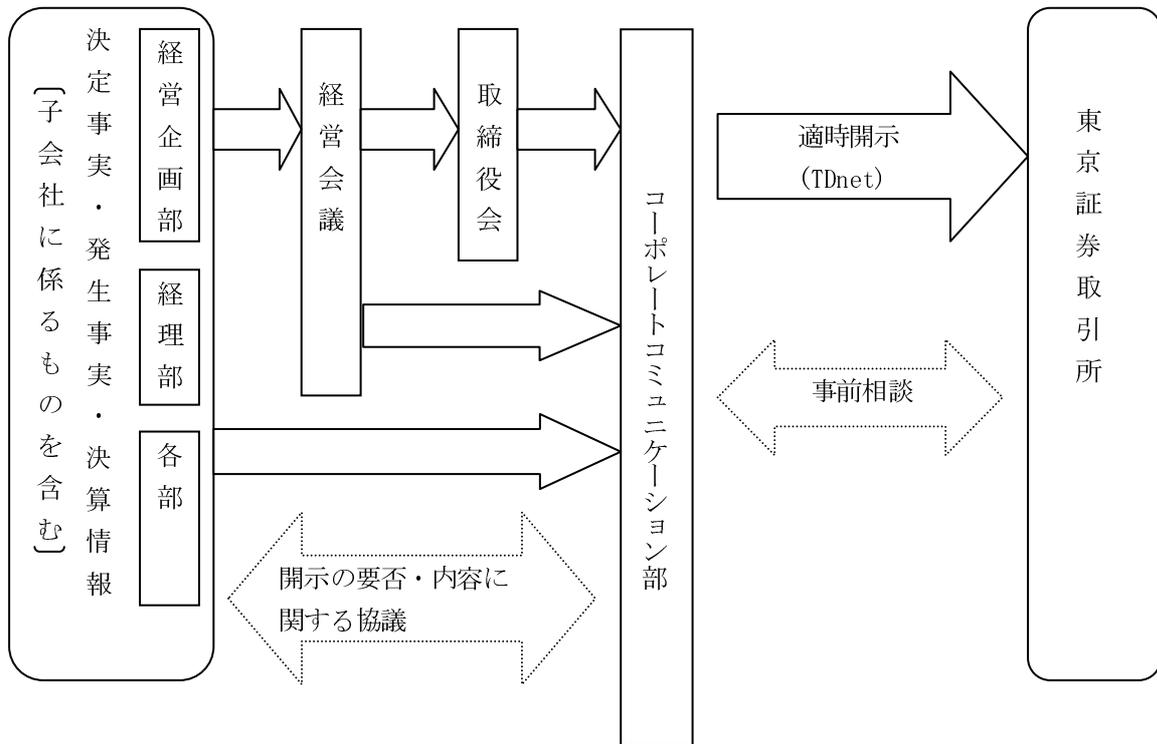
5. 社内研修制度

当社では、インサイダー取引の防止や適時開示の重要性について、階層別研修、定期的な社内講習会、eラーニングテストなどを通じ、従業員の全員が、定期的にその重要性の認識を深めることができるよう教育・研修制度を整備しております。

また、グループ会社の役員・従業員を対象として同様の講習やオリジナルのテストを行うと共に、グループ各社に於いても、連結子会社を中心に、インサイダー取引防止のための社内体制整備を行っております。

以上

<別紙>



当社では、適時開示について、コーポレートコミュニケーション部を窓口とし、以下の体制により対応しております。

1. 会社情報の収集・把握

当社及び当社子会社に関し、適時開示の対象となる可能性のある会社情報をコーポレートコミュニケーション部に集約する。

2. 適時開示の要否の判定

集約された会社情報に関し、社内協議、東京証券取引所との事前相談の上、開示の要否を判定する。

3. 開示内容の確認

適時開示規則に基づき、開示内容が正確かつ充分であることを確認する。

4. 東京証券取引所を通じた適時開示

決定事実及び決算情報については決定・承認後遅滞なく、発生事実については発生後、遅滞なく、適時開示を行う。